



第125号

錦見 壽紘
KCCN 事務局
弁護士

京都消費者教育シンポジウム2024

～繋げよう！広げよう！消費者教育推進の輪！～に参加してきました。

7月26日にキャンパスプラザ京都にて開催された消費者教育シンポジウムに京都弁護士会として参加してきました。

当日のプログラムは、武庫川女子大学教育学部准教授であり京都市消費生活審議会委員である吉井美奈子氏による「学校における消費者教育の意義」をテーマとした基調講演、様々な団体によるブース出展、消費者教育実践事例報告、パネルディスカッションが行われました。

京都弁護士会は、団体によるブース出展に参加させていただき、ブースでは、過去に弁護士会により行われた消費者教育を展示させていただきました。

具体的なブースの出展内容といたしましては、昨年弁護士会が開催した消費者問題についての謎解きイベントの紹介や実際に学校で講義させていただいた消費者教育の教材の展示等をさせていただきました。

小中高校の多くの先生が参加しており、京都弁護士会のブースにも多くの先生が見に来てくださりました。

多くの先生が謎解きイベントや実際の講義について、イベントの問題を実際に解いてみたり、講義の様子や内容を聞いてくださったりして、用意していた謎解きイベントのパンフレットが全てなくなるほど大変興味を持っていただきました。

その際、先生方とお話をさせていただき、教育現場では実際にどのような消費者教育がされているのかを聞くと、家庭科や社会科の一環で商品の購入など基本的な消費者教育をして子どもたちに学んでもらっているようです。

また、子どもたちは何か消費者被害に遭ったりしているかを聞くと、スマホのトラブルが多く、ゲームの課金、フリマアプリでのトラブル、ワンクリック詐欺などの問題が多いとおっしゃっていました。そして、そのような被害やトラブルにあっても、学校の先生としては、どうしていいかわからず、具体的なアドバイスや適切な対処ができているのかわからない現状であるとの悩みも聞くことができました。

(次頁に続く)

学校の先生は、どのように指導したらこのような被害がなくなるのか頭を抱えているとのことでした。弁護士の方に話していただければ実際の話だから子どもたちも真剣に楽しく聞くことができると思うと先生たちは考えている一方、やはり予算の問題やカリキュラムの問題などからなかなか弁護士を依頼するのが難しい状況があるとのこと、どのように教育現場と弁護士が協力していけばいいのか今後考える必要があると感じました。

また、学校の先生が言っていたのは、実際の被害に遭った時、どうすればいいのかなどがわからないから、消費者教育をするにも限界があるようなことをおっしゃっていて、先生や保護者に対する消費者教育もしてほしいという声がありました。

実際の現場の声を聞くことができた貴重な場であり、今までは学校での消費者教育となれば、子どもたちに目が行きがちだったが、先生や保護者の方に対する支援も必要であると再認識できました。

弁護士として教育現場の方とより一層協力しながら今後も消費者教育に取り組んでいき、消費者力の向上に努めたいと思います。

(2024年9月)